新型インフルエンザ等対策業務計画

平成２７年８月１９日

あいの風とやま鉄道株式会社

第１章　総則
　第１条　計画の目的
　第２条　基本方針
　第３条　計画の想定
　第４条　用語の定義
　第５条　発生段階

第２章　新型インフルエンザ等対策の実施体制
　第６条　対策本部の設置
　第７条　対策本部の構成及び任務
　第８条　対策本部の解散
　第９条　関係機関との連携
　第 10 条　情報収集及び共有体制

第３章　新型インフルエンザ等対策に関する事項
　第 11 条　業務内容及び実施方法
　第 12 条　人員計画
　第 13 条　感染対策の検討及び実施
　第 13 条の２　予防接種等の実施体制の整備
　第 13 条の３　資材等の備蓄及び管理

第４章　その他
　第 14 条　教育及び訓練の実施
　第 15 条　計画の見直し

第１章　総則

（計画の目的）

第１条　本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」という。）第９条第１項の規定に基づき作成し、あいの風とやま鉄道株式会社（以下、「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条　会社は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、特措法その他の法令、富山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）及び本計画に基づき、旅客の協力を得つつ、国、地方公共団体及び関係事業者等と相互に連携を図りながら、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

（計画の想定）

第３条　本計画の想定は、県行動計画に基づく想定とし、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定する。

２　また、病原体の変異による病原性や感染性の変化、中長期的に複数の感染の波が生じること、及び対策の長期化が生じる場合も織り込んだ想定とする。

（用語の定義）

第４条　本計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（１）新型インフルエンザ等

感染症法（平成 10 年法律第 144 号）第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）及び同条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

（２）新型インフルエンザ等対策

特措法第 15 条第１項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第 21 条第１項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

（発生段階）

第５条　新型インフルエンザ等の発生段階の定義は、県行動計画に基づき、次のとおりと

する。

発生段階	状　　態
準備期	発生前の段階。新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を平時から行う時期。
初動期	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。直ちに初動対応の体制に切り替える時期。
対応期	県内で感染が拡大し、初期の封じ込めを念頭に対応する時期から、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチン等により対応力が高まる時期を経て、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行するまで、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対策を切り替える時期。

第２章　新型インフルエンザ等対策の実施体制

（対策本部の設置）

第６条　社長は、新型インフルエンザ等が発生し、富山県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、あいの風とやま鉄道株式会社新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

２　社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置することができる。

（対策本部の構成及び任務）

第７条　対策本部の構成は本部長、副本部長及び本部員とし、その任務は次のとおりとする。

（１）対策本部長は、社長とし、対策本部を総括する。

（２）副本部長は、本部員の中から社長があらかじめ指定する者とし、対策本部長を補佐する。また、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（３）本部員は、常務取締役、運輸部長、総務企画部長、各課長とし、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

（４）対策本部の事務局は、総務課に設置し、対策本部の運営を統括する。

（対策本部の解散）

第８条　対策本部長は、県対策本部が廃止された場合には、対策本部を解散する。

２　対策本部長は、第６条第２項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断したときは、対策本部を解散する。

（関係機関との連携）
第９条　会社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

（情報収集及び共有体制）
第 10 条　会社は、平時から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に社員等に周知する体制を確保する。

第３章　新型インフルエンザ等対策に関する事項

（業務内容及び実施方法）
第 11 条　会社は、第３条の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、新型インフルエンザ等の感染状況に応じた鉄道運行計画によって旅客の運送を適切に実施する。

（人員計画）
第 12 条　会社は、鉄道運行計画に基づく社員等の運用調整を行うことにより、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。
２　会社は、業務を継続するに当たり、オンライン会議の活用、テレワークや時差出勤等、人と人との接触機会を低減できる柔軟な勤務形態の導入に努める。

（感染対策の検討及び実施）
第 13 条　会社は社員及び旅客に対し、換気、マスク着用、咳エチケット及び手洗い等の基本的な感染対策の周知を行うとともに、当該感染症の症状がある旅客への乗車自粛や、時差出勤等の活用の呼び掛けを行うなど、感染対策に努める。

（予防接種等の実施体制の整備）
第 13 条の２　会社は、新型インフルエンザ等の発生時においても旅客の運送業務を継続的に実施できるよう、特措法第 28 条に基づく特定接種の登録事業者として、社員等への円滑な予防接種が実施できるよう平時から必要な準備を進める。

（資材等の備蓄及び管理）
第 13 条の３　会社は、新型インフルエンザ等対策業務の実施に必要な資材等をあらかじめ備蓄し、定期的な点検及び計画的な更新等を通じて適切に管理するものとする。

第４章 その他

（教育及び訓練の実施）

第 14 条　会社は、平時から正しい知識を社員に周知して習得させ、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるよう自ら訓練を実施するとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するよう努めるものとする。

２　新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

３　会社は、前各項の訓練等の結果を踏まえ、本計画及び新型インフルエンザ等対策業務の不断の点検及び改善に努める。

（計画の見直し）

第 15 条　会社は、適時、本計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、富山県知事に報告し、その要旨の公表を行う。

２　前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、本計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

附則

この計画は平成 27 年８月 19 日から施行する。

附則

この計画は 2020 年１月 30 日から施行する。

附則

この計画は 2026 年 10 月 23 日から施行する。